

アメリカの老人問題と社会保障年金 引き上げ提案



このたび、社会保障の諸年金を受けている者は、今年4月から少なくとも10%引上げられた給付額の郵送を受けることに期待がもてそうになってきた。というのは、さる9月25日、ニクソン大統領が、社会保障の諸給付（とくに老齢年金）を生活費の上昇に適合させるべく、1970年3月1日（受給者が給付チェックを実際に入手できるのは4月）から全般に10%引上げるよう教書をもって議会に要求したのである。

さらに大統領は、この10%引上げの後も給付額の価値の下落を防ぐために、物価の上昇に従って以後の給付額を自動的に引上げ調整することを提案したのであった。

このことは、上院の老人対策特別委員会の

調査団が、さる8月25日に提出した報告書の勧告に基づく、老人の所得保障のための一策であるが、老齢人口増加の傾向とインフレ増進の傾向に脅えているアメリカ国民の世論は、大統領提案をめぐる賛否両論をまき起こしている。そこで今回は、上院の老人対策特別委員会の調査報告書の概要、大統領提案の要点、および提案に対する意見等について紹介しよう。

老人問題と委員会調査報告書

現在65歳以上の老齢人口は約1,900万人であり、今後確実に年30万人の増加が見込まれているので15年から20年のうちには同年齢層は約2,500万人になるかもしれない。同年齢

層の大部分は75歳未満の者（半数は73歳未満の者）であり、3分の1は70歳未満の者である。そして約100万人が85歳以上の者である。

性別では、65歳以上の者のうち、女子が1,100万人、男子が800万人である。85歳以上の者については男子100人につき女子160人という割合になっている。そして男子には有配偶者が多いが、女子の大部分は寡婦である。教育程度では、約半数が高等教育を受けておらず、約300万人は文盲である。また、約300万人が常用被用者、あるいはパート・タイマーとして就労しているが、その他の1,600万人は健康上の理由などで就労不可能な者である。このようにアメリカ全人口の約10分の1を占める老齢人口は、大部分が貧困であり、劣悪な保健をも余儀なくされる有様である。しかるに最近の平均寿命の延びは、定年退職してから約20年も生きていかねばならないことを予想させる。そして老齢人口増加とインフレ増進の見通しの上にならなくて、老人の所得保障の問題は一大重点施策として、最近とみにニクソン政権にクローズ・アップされてきていたのであった。

なお、上院の老人対策特別委員会が設置した調査団が今年の1月から調査した報告書の要点は次のとおりである。

- (1) 定年退職した老人層と他の年齢層の収入のギャップは大きく、しかもその差は広がる一方である。すなわち老人世帯の平均収入は、1961年時には他の年齢層の収入の51%であったのが、1967年時には46%になった。1966年時に65歳以上の者の10人のうち3人が貧困層に属し、老人層の10分の1は貧困基準すれすれの者である。老人世帯10のうち5は、1967年時には年収が4,000ドル以下で、5のうち1は2,000ドル以下であった。老齢単身者の半数が約1,480ドルの年収、4分の1は1,000ドル以下の年収である。社会保障の諸給付の平均額は、定年退職者の夫婦世帯で1950年時には、労働統計局の掲げる「定年退職者のモデル生活水準」の額の半分であったのが、今日では3分の1以下になってしまった。
- (2) 多くの者が明確な老後の生活設計をもっておらず、とくに老齢寡婦の問題は数の増加とともに重大社会問題になりつつある。

- (3) 積極的かつ強力な措置が講じられぬ限り、現在の老齢層の経済的地位の悪化は今後ますます進むであろう。アメリカの経済成長は、労働者層への収入増をもたらす一方、老齢層には経済的圧迫を強めている。そして老齢労働者は著しく低賃金であり、老人の資産は売り食いされ、不動産所有者は、税金や諸物価の値上りで、最近とくにその維持が困難になっている。
- (4) 老後の低収入の問題は、現在、老齢に達しつつある者の直接的関心事であるばかりでなく、中年・若年層にとっても彼等の親たちが当面する問題である。なお、老後のために準備すべく、所得の適正配分等が全体の関心事である。
- (5) 多くの諸研究は、社会保障、私的年金およびその他の老齢退職者への給付が、現在の経済成長に適合すべく十分改善されていないことを示している。今後5年から10年のうちに、退職前に4,000~8,000ドルの年収があった者の約60%は、定年退職後には以前の収入の半分以下になるであろう。なお、1980年代の計画によれば、老人夫婦

世帯の約半数と老人単身者世帯の4分の3以上は、年約3,000ドルの年金収入を得るであろうとのことである。

- (6) 悪化する定年退職後の収入という問題に対処するため、数年先を見通した積極的、総合的措置を講ずる必要がある。このため現在、次の諸問題一定年退職後の適当な収入水準とはどのくらいか、この収入水準を保障するには、政府のプログラムによるべきか、篤志団体の活動によるべきか、それとも個々人の努力にまつべきか、老人の所得保障の問題は、暫定的な問題として扱われてよいのか一を検討中である。

大統領提案の趣旨

老人の所得保障対策の一環として、社会保障の諸給付の引上げについては、ジョンソン大統領もかつて10%引上げを提案したのであったが、ニクソン政権になってその提案は諸般の事情からすぐには受入れられなかった。そのため、今回の10%引上げ提案は、前述の上院老人対策特別委員会の調査報告書の勧告をまつまでもなく、ジョンソン時代の勧告に

従った措置ともいえよう。

今回の大統領教書のなかの提案の要点は以下の諸点である。

- (1) 生活費の上昇に適合させるべく、社会保障の諸給付を全般的に10%増額し、これを1970年4月に郵送される給付チェックから実施すること。
- (2) 生活費の今後の上昇を考慮し、社会保障年金の将来の諸給付を自動的に調整すること。
- (3) 給付額を減額されることなく、受給者が得ることのできる収入を年額1,680ドルから1,800ドルに増額し、これを1971年1月1日から実施すること。
- (4) 現行の72歳未満の定年退職者は給付の減額なしに年1,680ドルまで収入を得ることができ、1,680ドルを越える場合、収入2ドルにつき給付1ドルを減額していき、年収が2,880ドルをこえる場合になったら、収入1ドルにつき給付1ドルを減額するという制度を廃止し、年1,800ドルを越える収入がある場合に、収入2ドルにつき給付1ドルを減額することとし、これもまた1971

年1月1日から実施すること。

- (5) 前述の諸制度を保障し、将来の賃金の上昇に見合った給付額を保障するために、給料の社会保障税を、1972年に現行の最高年額7,800ドルから9,000ドルに増額することを手始めとして、その後はこれを賃金の上昇に見合わせて自動的に調整すること。
- (6) 72歳以上の寡婦受給者、退役軍人、幼時に障害者になった者および要扶養障害者の両親、および退職者等に対するより公平な処遇を保障するための一連の改革の提案。以上が大統領提案の要点であるが、これをより詳細に述べるならば以下のとおりである。

表1に基づいて大統領提案を説明すれば、1970年に65歳で定年退職した者については、最低給付額が現行の月額55ドルから61ドルに増額される。最高給付月額は165ドルから181.50ドルに増額される。夫が1970年に65歳で退職した夫婦世帯については、最低給付月額が82.50ドルから91.50ドルに増額され、最高給付月額は247.50ドルから272.30ドルに増額される。

〔表1〕 老齢年金の場合

平均収入 月 額	65歳退職単身者		65歳退職夫婦世帯	
	現 行 給 付	提 案 額	現 行 給 付	提 案 額
	ドル	ドル	ドル	ドル
75ドル以下	55.00	61.00	82.50	91.50
100	71.50	78.70	107.30	118.10
150	88.40	97.30	132.60	146.00
200	101.60	111.80	152.40	167.70
250	115.00	126.50	172.50	189.80
300	127.10	139.90	190.70	209.90
350	140.40	154.50	210.60	231.80
400	153.60	169.00	230.40	253.50
450	165.00	181.50	247.50	272.30
500	177.50	195.30	266.30	293.00
550	189.90	208.90	284.90	313.40
600	204.00	224.40	306.00	329.40
650	218.00	239.80	323.00	344.80

(注) 就労時の社会保障税が適用されていた平均収入に基づく給付額であるからして(提案によれば社会保障税は増額される見込み)新たに退職する者は最高年金額はこの表に制限されない。

提案に基づけば、次に、1970年以後の退職者については、その最高給付額は社会保障税の増額に従って(最高年額7,800ドル)増額されるが、1972年からは社会保障の最高年額は9,000ドルになり、その後は賃金の上昇に従って自動的に社会保障税の最高年額は増額されるので、給付額も増額されていくことにな

る。ここで次のようなことがい得るかもしれない。つまり、1967年から現在までの間に社会保障税が課税される平均賃金は、年6.1%の割合で上昇している。そこでこの上昇率を見込めば、社会保障税は1972年の年額9,000ドルから1976年には約11,000ドルに、1986年には約18,000ドルに増額されるかもしれないということである。

大統領の10%給付増額案は、約2,500万人に適用されることになり、初年度で約29億ドルを必要とする。しかしながら大統領は、72歳以上の寡婦受給者、退役軍人、障害者等に対しても1971年1月1日から実施すべき種々の勧告を提案しており、これがもし採択されれば1971年の給付全額は42億ドルを必要とすることになる。提案によれば、65歳以後給付を受けている寡婦は、夫と同額の年金額を受けることになる（現行法では夫の年金額の82.5%）。現在の約300万人の寡婦受給者は、10%引上げを考慮に入れないでも、平均給付月額が17ドル増額されることになる。

特別な障害をえて65歳以前に退職しなければならぬ者については、年金額は、現行で

はたとえば62歳で退職する場合、65歳までの平均賃金に基づいて決定されていた。このことは65歳までの3年間は無収入であるからして平均賃金額は少なくなる。したがって年金給付額も少なくなる。提案によれば、この場合は62歳まで支払われた平均賃金に基づいて年金額を決定するようになるため、年金給付額は以前より増額になる。

なお、社会保障税の最高年額の上昇については表2のとおりである。

〔表2〕

年次	雇主及び従業員等		自営業者	
	現行法	提案	現行法	提案
1960~70	ドル 374.40	ドル 374.40	ドル 538.20	ドル 538.20
1971	405.60	397.80	585.00	561.60
1972	405.60	459.00	585.00	648.00
1973~74	440.70	459.00	596.70	648.00
1975	440.70	495.00	596.70	702.00
1976	444.60	495.00	600.60	702.00
1977~79	444.60	513.00	600.60	711.00
1980~86	452.40	522.00	608.40	711.00
1987以後	460.20	531.00	616.20	711.00

社会保障税（老金、遺族、障害保険、病院およびナージング・ホーム保険）は現行で最高年額7,800ドルであるが今度の提案で1972年に9,000ドルに増額になる。

提案の反響

下院の歳入委員会は大統領の社会保障法案（HR14080-S2973）に関する公聴会を10月15日に開催した。この際政府の証言は、引上げ案を支持し、これは老人の経済的要求に相当するものであるとした。10月7日の党幹部会で下院の民主党議員等は、大統領提案の給付引上げ高は“あまりにも些少にして実施時期が遅すぎる”ものであるとし、1969年12月1日から15%引上げを要求することに決定した。Charles A. Vanik（民主党・オハイオ州選出）は、最初給付額を15%引上げ、以後自動的に増額させることを提案する法案（HR11349）を130人以上の民主党議員が支持すると語った。

政府の社会保障年金引上げ案を説明して、大統領顧問のArthur F. Burns博士は、9月25日に、給付額の当初10%引上げはインフレ調整のための政府の努力の一環であると語った。彼は議会がもしもっと多くの増額、あるいは実施日を早めることに賛成すれば、1970会計年度の予算に大打撃を加えることにな

ろうと語り、10%引上げは、初年度で29億ドル以上の経費を必要とし、財源調達の困難さを説明した。

しかし共和党の主だった議員等は、10%引上げはインフレ対策としては失敗であったと語り、とくに引上げ時期が遅れば、その間に生活費はどんどん上昇してしまうと語った。下院院内総務の Gerald R. Ford (共和党ミシガン州選出) は、10%引上げは少なくとも1970年1月1日より実施するよう要求した。これは下院共和政策委員会委員長の John J. Rhodes (アリゾナ州選出(歳入委員会の共和党議員 Johon W. Byrnes (ウイスクンシン州選出) によって支持され、Byrnes は10%引上げを1970年1月1日より実施することの法案(HR14081)を提出した。

これらの見解の裏付けとしてはインフレーションの増進ぶりあげられている。1967年社会保障改正法は1968年2月に発効したが、1968年2月から1969年8月までに消費者物価指数CPIは生活費の変動を入れて8.2%上昇した。1969年1月～8月までの物価は6%上昇した。政府は1969年の残余月の物価上昇

率を4.5%から5%に引下げ、1970年3月までに4%から4.5%に引下げを望んでいる。このことからみてCPIは1968年2月から1970年4月初までに約10.8%上ることになろう。かくて政府案では、引上げチェックが受給者に受けとられる前にCPIの上昇が先行することになる。もし1969年8月までのCPI6%が続くならば、10%引上げ案とははるかに差がつくことであろう。ある者は国民所得の公平な分配には15%以上の社会保障

給付引上げが必要だという。

Jacob H. Gilbert (民主党・ニューヨーク州選出) 下院議員は1970年1月の10%引上げに始まり4年間で50%引上げるよう提案した。今後の法案審議で政府がいかにか修正されるかが興味深い。

Congressional Quarterly Weekly Report, U. S. News and world Report, New York Times Weekly Review.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

西ドイツの社会保障改正

西ドイツでは総選挙前(69年6～7月)に各種の法律が可決成立したが、そのなかには「第3次年金保険改正法」Das 3. Renten-versicherungs-Anderungsgesetz と「疾病時の労働報酬継続支給および疾病保険の法規の改正に関する法律」Das Gesetz über die Fortzahlung

des Arbeitsentgelts in Krankheitsfalle und über Änderungen des Rechts der gesetzlichen Krankenversicherung があり、年金保険および疾病保険がかなり大幅に改正された。年金保険の改正は財政および立法に関するものであり、また疾病保険の改正は、加入限度報



アメリカの老人問題と社会保障年金 引き上げ提案



このたび、社会保障の諸年金を受けている者は、今年4月から少なくとも10%引上げられた給付額の郵送を受けることに期待がもてそうになってきた。というのは、さる9月25日、ニクソン大統領が、社会保障の諸給付（とくに老齢年金）を生活費の上昇に適合させるべく、1970年3月1日（受給者が給付チェックを実際に入手できるのは4月）から全般に10%引上げるよう教書をもって議会に要求したのである。

さらに大統領は、この10%引上げの後も給付額の価値の下落を防ぐために、物価の上昇に従って以後の給付額を自動的に引上げ調整することを提案したのであった。

このことは、上院の老人対策特別委員会の

調査団が、さる8月25日に提出した報告書の勧告に基づく、老人の所得保障のための一策であるが、老齢人口増加の傾向とインフレ増進の傾向に脅えているアメリカ国民の世論は、大統領提案をめぐる賛否両論をまき起こしている。そこで今回は、上院の老人対策特別委員会の調査報告書の概要、大統領提案の要点、および提案に対する意見等について紹介しよう。

老人問題と委員会調査報告書

現在65歳以上の老齢人口は約1,900万人であり、今後確実に年30万人の増加が見込まれているので15年から20年のうちには同年齢層は約2,500万人になるかもしれない。同年齢

層の大部分は75歳未満の者（半数は73歳未満の者）であり、3分の1は70歳未満の者である。そして約100万人が85歳以上の者である。

性別では、65歳以上の者のうち、女子が1,100万人、男子が800万人である。85歳以上の者については男子100人につき女子160人という割合になっている。そして男子には有配偶者が多いが、女子の大部分は寡婦である。教育程度では、約半数が高等教育を受けておらず、約300万人は文盲である。また、約300万人が常用被用者、あるいはパート・タイマーとして就労しているが、その他の1,600万人は健康上の理由などで就労不可能な者である。このようにアメリカ全人口の約10分の1を占める老齢人口は、大部分が貧困であり、劣悪な保健をも余儀なくされる有様である。しかるに最近の平均寿命の延びは、定年退職してから約20年も生きていかねばならないことを予想させる。そして老齢人口増加とインフレ増進の見通しの上にならば、老人の所得保障の問題は一大重点施策として、最近とみにニクソン政権にクローズ・アップされてきていたのであった。

なお、上院の老人対策特別委員会が設置した調査団が今年の1月から調査した報告書の要点は次のとおりである。

- (1) 定年退職した老人層と他の年齢層の収入のギャップは大きく、しかもその差は広がる一方である。すなわち老人世帯の平均収入は、1961年時には他の年齢層の収入の51%であったのが、1967年時には46%になった。1966年時に65歳以上の者の10人のうち3人が貧困層に属し、老人層の10分の1は貧困基準すれすれの者である。老人世帯10のうち5は、1967年時には年収が4,000ドル以下で、5のうち1は2,000ドル以下であった。老齢単身者の半数が約1,480ドルの年収、4分の1は1,000ドル以下の年収である。社会保障の諸給付の平均額は、定年退職者の夫婦世帯で1950年時には、労働統計局の掲げる「定年退職者のモデル生活水準」の額の半分であったのが、今日では3分の1以下になってしまった。
- (2) 多くの者が明確な老後の生活設計をもっておらず、とくに老齢寡婦の問題は数の増加とともに重大社会問題になりつつある。

- (3) 積極的かつ強力な措置が講じられぬ限り、現在の老齢層の経済的地位の悪化は今後ますます進むであろう。アメリカの経済成長は、労働者層への収入増をもたらす一方、老齢層には経済的圧迫を強めている。そして老齢労働者は著しく低賃金であり、老人の資産は売り食いされ、不動産所有者は、税金や諸物価の値上りで、最近とくにその維持が困難になっている。
- (4) 老後の低収入の問題は、現在、老齢に達しつつある者の直接的関心事であるばかりでなく、中年・若年層にとっても彼等の親たちが当面する問題である。なお、老後のために準備すべく、所得の適正配分等が全体の関心事である。
- (5) 多くの諸研究は、社会保障、私的年金およびその他の老齢退職者への給付が、現在の経済成長に適合すべく十分改善されていないことを示している。今後5年から10年のうちに、退職前に4,000～8,000ドルの年収があった者の約60%は、定年退職後には以前の収入の半分以下になるであろう。なお、1980年代の計画によれば、老人夫婦

世帯の約半数と老人単身者世帯の4分の3以上は、年約3,000ドルの年金収入を得るであろうとのことである。

- (6) 悪化する定年退職後の収入という問題に対処するため、数年先を見通した積極的、総合的措置を講ずる必要がある。このため現在、次の諸問題一定年退職後の適当な収入水準とはどのくらいか、この収入水準を保障するには、政府のプログラムによるべきか、篤志団体の活動によるべきか、それとも個々人の努力にまつべきか、老人の所得保障の問題は、暫定的な問題として扱われてよいのか一を検討中である。

大統領提案の趣旨

老人の所得保障対策の一環として、社会保障の諸給付の引上げについては、ジョンソン大統領もかつて10%引上げを提案したのであったが、ニクソン政権になってその提案は諸般の事情からすぐには受入れられなかった。そのため、今回の10%引上げ提案は、前述の上院老人対策特別委員会の調査報告書の勧告をまつまでもなく、ジョンソン時代の勧告に

従った措置ともいえよう。

今回の大統領教書のなかの提案の要点は以下の諸点である。

- (1) 生活費の上昇に適合させるべく、社会保障の諸給付を全般的に10%増額し、これを1970年4月に郵送される給付チェックから実施すること。
- (2) 生活費の今後の上昇を考慮し、社会保障年金の将来の諸給付を自動的に調整すること。
- (3) 給付額を減額されることなく、受給者が得ることのできる収入を年額1,680ドルから1,800ドルに増額し、これを1971年1月1日から実施すること。
- (4) 現行の72歳未満の定年退職者は給付の減額なしに年1,680ドルまで収入を得ることができ、1,680ドルを越える場合、収入2ドルにつき給付1ドルを減額していき、年収が2,880ドルをこえる場合になったら、収入1ドルにつき給付1ドルを減額するという制度を廃止し、年1,800ドルを越える収入がある場合に、収入2ドルにつき給付1ドルを減額することとし、これもまた1971

年1月1日から実施すること。

- (5) 前述の諸制度を保障し、将来の賃金の上昇に見合った給付額を保障するために、給料の社会保障税を、1972年に現行の最高年額7,800ドルから9,000ドルに増額することを手始めとして、その後はこれを賃金の上昇に見合わせて自動的に調整すること。
- (6) 72歳以上の寡婦受給者、退役軍人、幼時に障害者になった者および要扶養障害者の両親、および退職者等に対するより公平な処遇を保障するための一連の改革の提案。以上が大統領提案の要点であるが、これをより詳細に述べるならば以下のとおりである。

表1に基づいて大統領提案を説明すれば、1970年に65歳で定年退職した者については、最低給付額が現行の月額55ドルから61ドルに増額される。最高給付月額は165ドルから181.50ドルに増額される。夫が1970年に65歳で退職した夫婦世帯については、最低給付月額が82.50ドルから91.50ドルに増額され、最高給付月額は247.50ドルから272.30ドルに増額される。

〔表1〕 老齢年金の場合

平均収入 月 額	65歳退職単身者		65歳退職夫婦世帯	
	現 行 給 付	提 案 額	現 行 給 付	提 案 額
75ドル以下	55.00	61.00	82.50	91.50
100	71.50	78.70	107.30	118.10
150	88.40	97.30	132.60	146.00
200	101.60	111.80	152.40	167.70
250	115.00	126.50	172.50	189.80
300	127.10	139.90	190.70	209.90
350	140.40	154.50	210.60	231.80
400	153.60	169.00	230.40	253.50
450	165.00	181.50	247.50	272.30
500	177.50	195.30	266.30	293.00
550	189.90	208.90	284.90	313.40
600	204.00	224.40	306.00	329.40
650	218.00	239.80	323.00	344.80

(注) 就労時の社会保障税が適用されていた平均収入に基づく給付額であるからして(提案によれば社会保障税は増額される見込み)新たに退職する者は最高年金額はこの表に制限されない。

提案に基づけば、次に、1970年以後の退職者については、その最高給付額は社会保障税の増額に従って(最高年額7,800ドル)増額されるが、1972年からは社会保障の最高年額は9,000ドルになり、その後は賃金の上昇に従って自動的に社会保障税の最高年額は増額されるので、給付額も増額されていくことにな

る。ここで次のようなことがい得るかもしれない。つまり、1967年から現在までの間に社会保障税が課税される平均賃金は、年6.1%の割合で上昇している。そこでこの上昇率を見込めば、社会保障税は1972年の年額9,000ドルから1976年には約11,000ドルに、1986年には約18,000ドルに増額されるかもしれないということである。

大統領の10%給付増額案は、約2,500万人に適用されることになり、初年度で約29億ドルを必要とする。しかしながら大統領は、72歳以上の寡婦受給者、退役軍人、障害者等に対しても1971年1月1日から実施すべき種々の勧告を提案しており、これがもし採択されれば1971年の給付全額は42億ドルを必要とすることになる。提案によれば、65歳以後給付を受けている寡婦は、夫と同額の年金額を受けることになる（現行法では夫の年金額の82.5%）。現在の約300万人の寡婦受給者は、10%引上げを考慮に入れないでも、平均給付月額が17ドル増額されることになる。

特別な障害をえて65歳以前に退職しなければならぬ者については、年金額は、現行で

はたとえば62歳で退職する場合、65歳までの平均賃金に基づいて決定されていた。このことは65歳までの3年間は無収入であるからして平均賃金額は少なくなる。したがって年金給付額も少なくなる。提案によれば、この場合は62歳まで支払われた平均賃金に基づいて年金額を決定するようになるため、年金給付額は以前より増額になる。

なお、社会保障税の最高年額の上昇については表2のとおりである。

〔表2〕

年次	雇主及び従業員等		自営業者	
	現行法	提案	現行法	提案
1960~70	ドル 374.40	ドル 374.40	ドル 538.20	ドル 538.20
1971	405.60	397.80	585.00	561.60
1972	405.60	459.00	585.00	648.00
1973~74	440.70	459.00	596.70	648.00
1975	440.70	495.00	596.70	702.00
1976	444.60	495.00	600.60	702.00
1977~79	444.60	513.00	600.60	711.00
1980~86	452.40	522.00	608.40	711.00
1987以後	460.20	531.00	616.20	711.00

社会保障税（老金、遺族、障害保険、病院およびナージング・ホーム保険）は現行で最高年額7,800ドルであるが今度の提案で1972年に9,000ドルに増額になる。

提案の反響

下院の歳入委員会は大統領の社会保障法案（HR14080-S2973）に関する公聴会を10月15日に開催した。この際政府の証言は、引上げ案を支持し、これは老人の経済的要求に相当するものであるとした。10月7日の党幹部会で下院の民主党議員等は、大統領提案の給付引上げ高は“あまりにも些少にして実施時期が遅すぎる”ものであるとし、1969年12月1日から15%引上げを要求することに決定した。Charles A. Vanik（民主党・オハイオ州選出）は、最初給付額を15%引上げ、以後自動的に増額させることを提案する法案（HR11349）を130人以上の民主党議員が支持すると語った。

政府の社会保障年金引上げ案を説明して、大統領顧問のArthur F. Burns博士は、9月25日に、給付額の当初10%引上げはインフレ調整のための政府の努力の一環であると語った。彼は議会がもしもっと多くの増額、あるいは実施日を早めることに賛成すれば、1970会計年度の予算に大打撃を加えることにな

ろうと語り、10%引上げは、初年度で29億ドル以上の経費を必要とし、財源調達の困難さを説明した。

しかし共和党の主だった議員等は、10%引上げはインフレ対策としては失敗であったと語り、とくに引上げ時期が遅れば、その間に生活費はどんどん上昇してしまうと語った。下院院内総務の Gerald R. Ford (共和党ミシガン州選出) は、10%引上げは少なくとも1970年1月1日より実施するよう要求した。これは下院共和党政務委員会委員長の John J. Rhodes (アリゾナ州選出(歳入委員会の共和党議員 Johon W. Byrnes (ウイスクンシン州選出) によって支持され、Byrnes は10%引上げを1970年1月1日より実施することの法案(HR14081)を提出した。

これらの見解の裏付けとしてはインフレーションの増進ぶりあげられている。1967年社会保障改正法は1968年2月に発効したが、1968年2月から1969年8月までに消費者物価指数CPIは生活費の変動を入れて8.2%上昇した。1969年1月～8月までの物価は6%上昇した。政府は1969年の残余月の物価上昇

率を4.5%から5%に引下げ、1970年3月までに4%から4.5%に引下げを望んでいる。このことからみてCPIは1968年2月から1970年4月初までに約10.8%上ることになろう。かくて政府案では、引上げチェックが受給者に受けとられる前にCPIの上昇が先行することになる。もし1969年8月までのCPI6%が続くならば、10%引上げ案とははるかに差がつくことであろう。ある者は国民所得の公平な分配には15%以上の社会保障

給付引上げが必要だという。

Jacob H. Gilbert (民主党・ニューヨーク州選出) 下院議員は1970年1月の10%引上げに始まり4年間で50%引上げるよう提案した。今後の法案審議で政府がいかにか修正されるかが興味深い。

Congressional Quarterly Weekly Report, U. S. News and world Report, New York Times Weekly Review.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

西ドイツの社会保障改正

西ドイツでは総選挙前(69年6～7月)に各種の法律が可決成立したが、そのなかには「第3次年金保険改正法」Das 3. Renten-versicherungs-Anderungsgesetz と「疾病時の労働報酬継続支給および疾病保険の法規の改正に関する法律」Das Gesetz über die Fortzahlung

des Arbeitsentgelts in Krankheitsfalle und über Änderungen des Rechts der gesetzlichen Krankenversicherung があり、年金保険および疾病保険がかなり大幅に改正された。年金保険の改正は財政および立法に関するものであり、また疾病保険の改正は、加入限度報

